

環境アセスメントに係るお知らせ

平成30年4月2日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき川崎市新本庁舎整備事業に係る条例見解書の写 しの縦覧を次のとおり行います。 ※「条例見解書」とは、条例環境影響評価進備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。		
指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	指定開発行為の名称	川崎市新本庁舎整備事業
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設(第1種行為)/大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区宮本町1番地ほか
	指定開発行為の目的	新本庁舎の整備
	指定開発行為の内容	開発区域面積:約7,830 ㎡/建築面積:約4,355 ㎡/延べ面積:約63,200 ㎡ 建物高さ:約116m(塔屋等を含む最高高さ)
	指定開発行為の施行期間	平成31年度から平成36年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間: 平成30年4月2日(月)~平成30年4月16日(月) 土曜日及び日曜日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8 時30分~午後0時30分も縦覧を行います。 時 間:午前8時30分から午後5時 上記期間中、本市ホームページにて当該条例見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000096677.html
	縦覧場所	川崎区役所、幸区役所及び環境局環境評価室(市役所第 3 庁舎 15 階)
	条例公聴会において 意見を述べたい旨の申出の 提出について	【申出書の記載内容】 ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・指定開発行為の名称 ・申出理由及び意見の要旨 意見の要旨には、主に条例準備書及び条例見解書に対する環境影響評価に係る事項を個別的かつ具体的な意見を簡潔に記述してください。 【申出ができる方】 ・条例準備書関係地域内(別紙参照)に住所又は勤務場所を有する者 ・条例準備書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者 ・条例準備書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体 【提出期限及び提出先】 提出期限:平成30年4月16日(郵送の場合は、平成30年4月16日消印有効) 提出先:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室宛て申出書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意しています。
	条例公聴会の開催について	上記の申出があった場合で、市長が、必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。 条例公聴会を開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。 公聴会は、5月12日(土)の開催を予定しています。 【公述人について】 ・公述人に選定された方は、公聴会に出席いただき意見を述べていただきます。(代理不可) ・公述人は、上記の申出をされた方の中から選定させていただきます。 ・公述人に選定された方に対し、条例公聴会の開催日時、公述事項、公述の方法及び時間等を記載した通知を送付します。 申出人数が15人を超えた場合は、次のとおり公述人を選定します。 ・環境影響評価に係る事項が多岐にわたるよう配慮させていただきます。・環境影響の程度がより大きい居住地域の方を考慮させていただきます。公述人に選定されなかった方に対しても、不選定理由を記載した通知を送付します。 【条例公聴会を開催しない場合】 上記申出がなかった場合には、条例公聴会は開催されません。
問合せ先		〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号:044-200-2156